

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年10月26日付け新財収第279号及び令和2年10月30日付け新財収第291号により、新座市長（以下「実施機関」という。）が行った各公文書部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のように主張している。

ア 一部の資料を開示しない理由に「中立性が損なわれる、市民の間に混乱を生じさせる」とあるが、それは当たらないと考える。

イ 行政の民主的、公正な運営を図るために、情報を開示し、広く市民に知らせるべきである。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和2年10月13日付けで「財政再建戦略会議の議事録と資料」及び令和2年10月22日付けで「第2回財政再建戦略会議の議事録と資料」（以下「本件対象公文書」という。別表2参照。）について、開示請求を行った。

イ 本件請求に対し、実施機関は、条例第5条第1項の規定に基づき、令和2年10月26日付け新財収第279号及び令和2年10月30日付け新財収第291号により各公文書部分開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和2年10月30日付けで、本件各決定は不当であるとして実施機関に対して各決定に対する審査請求を行った。これに対し、実施機関は、各審査請求を併合して諮問した。

(2) 実施機関の考え方

本件部分開示決定は、妥当であると考えている。

(3) 理由

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、第1回新座市財政再建戦略会議（令和2年10月12日開催）及び第2回新座市財政再建戦略会議（同年10月21日開催）の会議録及び会議資料である。新座市は、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の収入の大幅な減額が見込まれる事態となり、これまで同様の市民サービスの提供が困難となる見通しとなったことから、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、事業の見直しを行うことを表明するとともに、新座市財政再建戦略会議を庁内に設置した。この会議は、令和2年10月1日に本市の財政非常事態を早期に解決するための戦略を検討・実行する組織として設置され、将来にわたる財政基盤の確立を目指し、事業の廃止や休止、縮小の見直し等を行うものであって、当該会議録及び会議資料には、見直し対象事業に係る市の内部検討段階での過程・試案等の情報が含まれている。

また、当該公文書に記載されている事業の見直しの検討は、次年度の予算編成に係るものであり、予算案としての確定は、令和3年第1回新座市議会定例会に議案として提出する時である。

イ 条例第7条第3号の該当性について

不開示部分は、次年度の予算編成に向けた事業の見直し案であって、開示請求の時点においては、市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、今後継続して審議し、変更が生じる可能性がある未確定な情報であって、見直し対象事業や当該事業の廃止、休止等といった経費削減のための見直し内容を決定したのではない。このため、この時点で公にすると、案としての見直し内容が、あたかも事業に関する決定事項であるかのように外部に拡散し、干渉等により意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるほか、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

また、事業の見直しの検討は、全体の施策の観点、行政の緊急性・必要性、市の財政状況等を勘案した総合的な判断を要するものである。その意思決定の途上においては、意見の交換、集約及び調整等の一連の作業が重要であるが、当該公文書の情報が公開された場合、外部からの過大な要望や干渉等が生じることにより、これら一連の作業が円滑に機能しなくなり、

率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に阻害されるおそれがある。

以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第3号に該当する。

なお、本件審査請求を受け、当該不開示部分について再検討を行った結果、別表1の開示する部分については、弁明書において新たに開示することとした。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件について、以下のとおり、調査審議を行った。

令和3年3月18日 諮問の受理

同日 弁明書の写しを収受

同年5月19日 本件対象公文書の見分及び審議

5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書のうち開示しないこととしているものは、別表2の文書1の2(3)及び文書2の2(2)であり、これらは令和3年度当初予算編成に向けた事業見直し案に係るものである。

(2) 条例第7条第3号の不開示情報の該当性について

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、不開示部分には、新座市財政再建戦略会議において、新型コロナウイルス感染症による財政非常事態に対応するための緊急的な財政措置及び将来にわたる財政基盤の確立を戦略的に推進するという同会議の目的に沿って、令和3年度当初予算編成をどのように戦略的に推進していくかを検討する段階における、見直し対象事業の検討に係る情報が記載されていることが確認された。

そして、令和2年10月26日付け及び同月30日付けの部分開示決定において開示している会議録によれば、事業見直しの案については、当該会議において検討することとされ、各所属は、この見直し案に沿って、予算要求及び条例改正の手續のほか、関係団体等との調整や詳細な検討を進め、その結果を当会議に持ち寄って最終的に市の事業見直しの決定を行う旨が記載されている。

したがって、本件開示決定の時点において、事業見直しの内容は、最終的な決定には至っておらず、なお検討途中の未成熟な段階のものであったといえる。

予算は、地方自治法に基づき地方公共団体の長が予算案を調製し、議会の

議決を経て定められるものであるところ、実施機関の説明によると、予算案を市議会に提案するまでには、担当課や財政部による検討、調整、査定を重ねるものであるとのことである。本件不開示部分は、これらの手続の前段階の試案を含むものであり、そこに挙げられた見直し対象事業のうち、どの事業が見直し対象として確定するかは、開示決定時点においてなお未確定であったといえる。したがって、本件不開示部分を公開した場合、外部からの不当な圧力や干渉が生じることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に阻害されるおそれがあったと解される。また、以上のような本件対象公文書の性質及び内容に照らし、これを部分的に開示することも妥当ではない。

(3) 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件不開示部分を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

6 審査会からの補足意見

本件開示請求に至った背景にある財政非常事態宣言及び財政再建戦略会議による予算編成も含めた包括的な政策の推進については、市の財政に関する取組であるため、市民の関心は高いところである。また、行政のプロセスについては透明性が求められるところ、条例第1条が規定する同条例の目的からして、実施機関においては、行政に関する情報を市民に提供することにより、行政の説明責任を適時適正に果たすことが求められる。

こうした観点について、実施機関の説明によると、本件不開示情報に関しては、開示決定時に会議録を開示したほか、不開示決定を行った事業見直しに係る内容に関しても、その後の会議で決定事項となったものは、その時点において、市民への公表用に加工する形で市ホームページや広報紙で公表しているとのことである。

上記のように、条例は、市民の知る権利を保障し、市政について市民に説明する責務が全うされることを求めている。また、他の地方自治体においても、透明度の高い行政の実現を図り、住民の行政への理解と認識を高めるため、予算編成過程等を透明化する取組が増えているところである。そのような条例の趣旨や昨今の状況に鑑み、実施機関においては、市民に対する適時適正な説明の実施につき、なお引き続き一層の取組を期待する。

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、大沢 修平、川島 鈴子、黒田 優

別表1 再検討の結果、開示することとした部分の一覧

公文書の名称	開示する部分	決定時に不開示と判断した理由	再検討した結果、開示とする理由
令和3年度当初 予算編成に向けた 事業見直し案	表題、 頁番号 及び会 議資料 名称	表全体として見直し案と捉え、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、開示しないこととしたもの。	当該部分については、条例第7条第3号に該当しないものと判断したため。
令和3年度当初 予算編成に向けた 事業見直し案 【10.21追加分】			

別表2

番号	対象となる公文書名
文書1	1 第1回新座市財政再建戦略会議 会議録 2 会議資料 (1) 新座市財政再建戦略会議設置要綱 (2) 第1回新座市財政再建戦略会議 (3) 令和3年度当初予算編成に向けた事業見直し案
文書2	1 第2回新座市財政再建戦略会議 会議録 2 会議資料 (1) 次第 (2) 第1回新座市財政再建戦略会議令和3年度当初予算編成に向けた事業見直し案【10.21追加分】